証券コード　2391
2026年10月２日
（電子提供措置の開始日 2026年10月１日）

株　主　各　位

東京都港区浜松町一丁目31番
株式会社プラネット
代表取締役社長　坂　田　政　一

第41回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいまして、事前の議決権の行使（行使期限：2026年10月22日（木曜日）午後５時まで）をお願い申し上げます。**

敬　具

記

１．日　　時　2026年10月23日（金曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は、午前９時とさせていただきます。）

２．場　　所　東京都港区浜松町一丁目31番
文化放送メディアプラス12階　文化放送メディアプラスホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報告事項　第41期（2025年８月１日から2026年７月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬額改定の件
第６号議案　役員賞与支給の件
第７号議案　退任取締役（監査等委員である取締役を除く）及び退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

４．電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.planet-van.co.jp/

上記ウェブサイトにアクセスしていただき、「株主・投資家向け情報」、「ＩＲ資料室」、「株主総会関連資料」の順に選択していただき、2026年７月期の「2026年定時株主総会招集通知」を選択してご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記のウェブサイトにアクセスしていただき、当社名又は当社証券コード「2391（半角）」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄より「2026年定時株主総会招集通知」を選択してご確認ください。

以　上

～～～

事 業 報 告

（2025年８月１日から
2026年７月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における日本経済は、雇用や賃金環境の改善傾向を背景に家計の購買力に一定の底堅さが見られるなど、緩やかな回復の動きが継続いたしました。他方で、地政学リスクの高まりに伴うエネルギー・原材料価格の不透明感や、主要国の通商政策が与える影響など、先行きは依然として見通しづらい状況が続いております。

当社事業が中心的に関わる一般消費財流通業界においては、継続する物価上昇に伴い節約志向や生活防衛の意識が定着する一方で、日常の利便性向上や生活の快適さを求める付加価値商品への需要は根強く、消費行動におけるメリハリがより明確となりました。具体的には、セルフケア意識の高まりを反映した化粧品や日用品、ペットの健康維持・長寿化を支える関連商品などを中心に、堅調な需要に支えられて推移いたしました。

サービス別の活動状況は次のとおりです。

ＥＤＩサービスにおきましては、日用品・化粧品、ペットフード・ペット用品、ＯＴＣ医薬品（一般用医薬品）に加え、隣接業界への拡販活動を主要卸売業と連携し推進したことにより、新規メーカーの獲得及び「販売レポートサービス※1」の利用企業数が堅調に推移いたしました。一方で、一部メーカーによるアイテム数の削減（ＳＫＵ削減）や製品の大容量化、物流コスト上昇による卸売業から小売業への納品頻度の見直しなど、物流の業務において、より効率を重視した運用への変化が継続いたしました。これらの構造的な変化に伴い、当社が取り扱う総データ量は微減傾向で推移いたしました。

こうしたなか、持続可能な物流環境の実現に向けた「ロジスティクスＥＤＩ※2」においては、日用品・化粧品業界の大手企業を中心に出荷予定データ※3（ＡＳＮデータ）の活用が順調に広がっており、利用企業数、接続本数ともに増加いたしました。また、「返品ワークフローシステム・サービス※4」につきましては先行導入企業で安定稼働しており、他社へのさらなる導入拡大に向けた提案活動を継続してまいります。

※1 販売レポートサービス：卸売業の販売実績をメーカーに通知する「販売データ」を集計・加工して提供するサービス

※2 ロジスティクスＥＤＩ：物流に関する各種データをメーカー・卸売業間で交換すること

※3 出荷予定データ：卸売業からの発注に基づき、メーカーの出荷予定情報や出荷確定情報を卸売業に通知するデータ

※4 返品ワークフローシステム・サービス：返品調整業務の効率化をWebで支援するサービス

データベースサービスにおきましては、業界全体での商品情報の一元管理と、次世代プラットフォーム構築を目指し、株式会社あらた、及び株式会社ＰＡＬＴＡＣと共同設立いたしました株式会社プロダクト・レジストリ・サービス（ＰＲＳ）へ業務及び機能を移行いたしました。これに伴い、当社の「商品データベース」サービスは2026年３月末をもって終了いたしました。

なお、従来「ＥＤＩ事業」と「データベース事業」にわけて表記していた事業区分につきましては、事業環境の変化等に伴い、「データベース事業」の金額的重要性が低下したため、当事業年度末より単一事業として表記することといたしました。

以上の取り組みの結果、当事業年度の売上高は、3,148,985千円（前期比0.4％減）、営業利益は557,160千円（前期比1.2％減）、経常利益は595,544千円（前期比0.5％増）となり、当期純利益は412,334千円（前期比2.9％増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資総額は、254,946千円であり、主なものは次のとおりであります。

ＤＢサービスシステム改善投資	167,374千円
プラットフォームシステム改善投資	43,626千円
ＥＤＩサービスシステム改善投資	34,976千円

(3) 資金調達の状況

当事業年度において資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

我が国の経済の先行きにつきましては、個人消費の持ち直しが期待される一方で、地政学リスクの高まりに伴うエネルギー・原材料価格の高騰や、主要国の通商政策が与える影響等により、先行きについては不透明な状況が続くものと予想されます。

当社事業が中心的に関わる一般消費財流通業界におきましては、生活必需品に対する選別的な消費の二極化など、購買行動などが大きく変化する中で、業界各社も収益性の向上に向けて、事業構造の変革やＩＴ化・ＤＸ推進・ＡＩの活用などの業務の合理化・効率化の推進がより進むことが見込まれます。

さらに、業界を取り巻く物流環境においては、人手不足やコスト高騰などに対応するため、ＤＸによる効率化ニーズがさらに高まることが見込まれます。

このような環境の変化への的確な対応が求められるものと考えられ、当社は次のようなサービス展開を進めてまいります。

① ＥＤＩサービスの横展開と深掘り

現状では日用品・化粧品業界を中心にＥＤＩサービスを提供しておりますが、ペットフード・ペット用品、ＯＴＣ医薬品、園芸など、拡大余地のある隣接業界に展開を進め、流通機構のより一層の機能強化を促進します。

また、当社がＥＤＩサービスで取り扱っているデータ種は受発注から請求・支払まで全部で20種類存在しますが、既存ユーザーに対して各データ種の活用のメリットをより積極的に訴求して、利用拡大を図ってまいります。

② ロジスティクスＥＤＩの推進

一般消費財流通業界の持続可能な物流環境の実現に貢献すべく、メーカー・卸売業・物流事業者をまたぐ形で、入荷業務の効率化、物流車両の待機時間の削減、検品の簡素化、伝票レスの実現を目指すロジスティクスＥＤＩの普及を図り、サプライチェーン全体の情報の可視化と高度化を推進します。

③ 返品ワークフローシステム・サービスの導入拡大

卸売業、メーカーにおける返品調整業務の多くが依然として電話・ＦＡＸ・メール等のアナログな手段に依存しており、高い業務負荷がかかっています。返品ワークフローシステム・サービスは、返品調整に関する一連の業務を、業界標準のフォーマットでワークフロー化することにより業界全体の返品業務の効率化・生産性向上に寄与いたします。

④ 新規サービスの開発

新規サービスの事業化のプロセスを加速させるため、自社内の取り組みに加え、社外の専門家や支援者を巻き込む等、多方面のアプローチにより開発体制を強化いたします。

当社のデータインフラとしての強みを生かし、業界全体の課題をデータとシステムで解決しつつ、生活者の豊かな暮らしを支える「インフラ×ソリューションプロバイダー」へと進化してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区分＼期	第38期 2022年８月１日から 2023年７月31日まで	第39期 2023年８月１日から 2024年７月31日まで	第40期 2024年８月１日から 2025年７月31日まで	第41期(当期) 2025年８月１日から 2026年７月31日まで
売上高（千円）	3,131,844	3,172,551	3,162,307	3,148,985
経常利益（千円）	655,702	691,031	592,602	595,544
当期純利益（千円）	442,423	458,101	400,784	412,334
１株当たり当期純利益（円）	66.72	69.09	60.44	62.55
純資産（千円）	5,345,435	5,426,031	5,635,688	5,450,253
１株当たり純資産額（円）	806.14	818.31	849.93	831.82
総資産（千円）	6,366,923	6,556,346	6,653,282	6,377,590

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、歯磨、石鹸、化粧品、芳香剤、紙製品、ワックス、医薬品、衛生用品、日用雑貨品、化粧雑貨品、ペット用品等の流通に関するコンピュータ利用システムの研究、開発、情報の提供及びコンサルティング、通信処理の受託及び仲介、コンピュータシステムの運営管理を主要な事業内容としております。

(8) 事業所

本社　　東京都港区浜松町一丁目31番

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
45名	—	48.5歳	17.3年

（注）従業員数は就業人数であり、他社への出向者（１名）は含んでおりません。

２．会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　15,360,000株

（2）発行済株式の総数　6,632,800株（自己株式 80,630株を含む）

（3）株主数　13,300名

（4）大株主（上位10位）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
ライオン株式会社	1,036,400	15.82
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社インテック口)	1,028,400	15.70
ユニ・チャーム株式会社	300,800	4.59
ジョンソン株式会社	300,800	4.59
エステー株式会社	300,800	4.59
日本製紙クレシア株式会社	300,800	4.59
牛乳石鹸共進社株式会社	300,800	4.59
和田昌彦	182,000	2.78
小林製薬株式会社	176,000	2.69
ユニリーバ・ジャパン・カスタマーマーケティング株式会社	176,000	2.69
クラシエ株式会社	176,000	2.69

（注）1　持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
2　日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・株式会社インテック口）の持株数1,028,400株はＴＩＳＩ株式会社から同信託銀行へ信託設定された信託財産であります。信託契約上当該株式の議決権はＴＩＳＩ株式会社が留保しております。なお、ＴＩＳＩ株式会社は、上記のほか、当社株式8,000株を保有しております。
3　ＴＩＳＩ株式会社は、2026年７月１日付でＴＩＳ株式会社と株式会社インテックが合併し、商号を変更いたしました。

３．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日において会社役員が有する新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂　田　政　一	執行役員社長 カヤバ株式会社　社外取締役
代表取締役副社長	松　本　俊　男	執行役員副社長　事業推進管轄役員 株式会社プロダクト・レジストリ・サービス代表取締役社長
取　締　役	川　村　　渉	執行役員　経営管理管轄役員
取　締　役	竹　森　征　之	ライオン株式会社　代表取締役兼社長執行役員、最高経営責任者
取　締　役	疋　田　秀　三	ＴＩＳＩ株式会社　代表取締役副社長執行役員
取　締　役	吉　松　徹　郎	株式会社アイスタイル　代表取締役会長兼ＣＥＯ
取　締　役	高　野　綾　子	リファイン・アンド・カンパニー株式会社　代表取締役
取　締　役 常勤監査等委員	山　本　　浩	
取　締　役 監査等委員	岩　成　真　一	
取　締　役 監査等委員	鎌　田　竜　彦	鎌田公認会計士事務所　代表 コマニー株式会社　社外監査役

（注）1　取締役竹森征之、疋田秀三、吉松徹郎、高野綾子、岩成真一、鎌田竜彦の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2　監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、山本浩氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3　取締役吉松徹郎、高野綾子、岩成真一、鎌田竜彦の各氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4　監査等委員鎌田竜彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5　ＴＩＳＩ株式会社は、2026年７月１日付でＴＩＳ株式会社と株式会社インテックが合併し、商号を変更いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事項があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び執行役員であり、常勤取締役がその保険料の一部を負担しております。

(4) 取締役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の総額

取締役（監査等委員を除く）	８名	161,918千円
（うち社外取締役	５名	8,118千円）
取締役（監査等委員）	３名	29,450千円
（うち社外取締役	２名	7,850千円）

（注）１ 上記の報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金の繰入額29,800千円及び役員退職慰労引当金の繰入額17,100千円を含んでおります。

２ 上記の報酬は固定報酬のみであり、業績連動報酬及び非金銭報酬はありません。

３ 取締役(監査等委員であるものを除く)の金銭報酬の額は、2022年10月25日開催の第37回定時株主総会において、年額３億円以内（うち社外取締役は年額3,000万円以内）と決議しております。
当該定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は８名（うち社外取締役３名）です。

４ 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2022年10月25日開催の第37回定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議しております。
当該定時株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役２名）です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア．取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は2026年７月開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

イ．決定方針の内容の概要

取締役の報酬に関しては、業界や企業規模などを考慮して適正な水準で定められた固定報酬を基本といたしますが、役員賞与については会社業績（売上高及び利益水準）の達成度を勘案した業績連動型の金銭報酬といたします。

固定報酬の内、月額報酬については取締役（監査等委員であるものを除く）処遇規程に基づき役位に応じて設定された算定の基準の範囲内で、職責、貢献度、在任年数に応じて、業績等を考慮しながら総合的に勘案して決定しております。

退職慰労金については、取締役（監査等委員であるものを除く）退職慰労金規程に定められた、各役位別の基準額に、在任年数を乗じた額の累計を支給しております。

役員賞与については会社業績（売上高及び利益水準）の達成状況に応じて支給額を調整する業績連動型の金銭報酬とし、定時株主総会により決議された額の範囲内において、取締役（監査等委員である取締役を除く）処遇規程に定められた役位ごとの配分基準に従って配分しております。

ウ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会決議に基づき、代表取締役社長坂田政一氏が委任を受けて、上記の決定方針に基づき決定します。また、決定案については社外取締役に諮問を行い、社外取締役は総合的な検討を行った上で必要な意見を述べ、決定の際にはその意見を最大限尊重することとしていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものと判断しております。

③　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

上記の決定方針において、取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、代表取締役社長坂田政一氏が委任を受けて決定することとしております。

当該権限を委任した理由としては、当社を取り巻く環境や、当社の経営状況等を最も熟知しており、各取締役の職責、貢献度等を考慮した総合的な評価ができると判断したためであります。

委任する権限の内容は、各取締役の月額報酬及び役員賞与の額といたします。また、決定案については社外取締役に諮問を行い、社外取締役は総合的な検討を行った上で必要な意見を述べ、決定の際にはその意見を最大限尊重することとしております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役竹森征之氏は、ライオン株式会社の代表取締役兼社長執行役員、最高経営責任者を兼務しております。同社は当社の株式を保有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。また、同社は当社の通信処理サービスを利用しております。

社外取締役疋田秀三氏は、ＴＩＳＩ株式会社代表取締役副社長執行役員を兼務しております。同社は当社の株式を保有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。また、同社は当社のネットワークの運用監視業務及びシステム開発を受託しております。

社外取締役吉松徹郎氏は、株式会社アイスタイルの代表取締役会長兼ＣＥＯを兼務しております。当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外取締役高野綾子氏は、リファイン・アンド・カンパニー株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外取締役（監査等委員）鎌田竜彦氏は、鎌田公認会計士事務所の代表を兼務しております。当社と同所の間に特別な関係はありません。

なお、同氏はコマニー株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と同社の間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	主 な 活 動 状 況
竹 森 征 之 （社外取締役）	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、他の上場企業の代表取締役としての知識と経験から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、必要な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
疋 田 秀 三 （社外取締役）	2025年10月の就任後、開催した取締役会10回全てに出席し、他の上場企業の代表取締役としての知識と経験から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、必要な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
吉 松 徹 郎 （社外取締役）	当事業年度開催の取締役会13回のうち10回に出席し、他の上場企業の代表取締役としての知識と経験から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、必要な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
高 野 綾 子 （社外取締役）	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、組織や人材育成等を行ってきた知識と経験から、当社の経営全般に対し意見を述べるなど、必要な発言を適宜行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
岩 成 真 一 （社外取締役 （監査等委員））	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席するとともに、監査等委員会13回全てに出席し、情報通信や情報セキュリティの専門的な知識や経験を活かして、当社の業務執行の適切な監査・監督を行っております。
鎌 田 竜 彦 （社外取締役 （監査等委員））	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席するとともに、監査等委員会13回全てに出席し、公認会計士としての企業会計の専門的知識を活かして、当社の業務執行の適切な監査・監督を行っております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	17,000千円
公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、取締役、関係部門及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

６．業務の適正を確保するための体制及び運用状況

Ⅰ　業務の適正を確保するための体制の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

（1）取締役（監査等委員であるものを除く）、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は『企業理念』に則った「企業行動憲章」並びに「企業行動指針」を制定し、役員及び従業員がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え行動するように定める。

② コンプライアンス全体を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とする『コンプライアンス委員会』を設置し、法務・コンプライアンス室が事務局を務める。

③ 監査等委員会及び法務・コンプライアンス室は連携した監査等を通じてコンプライアンス上の状況・問題点を把握し、コンプライアンス委員会に報告する。報告を受け、コンプライアンス委員会は問題点の改善に努める。

④ コンプライアンスを確保するため、コンプライアンス上疑義のある行為について、常勤監査等委員を窓口として使用人が直接通報する社員通報窓口を設置する。

（2）取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 企業理念である「流通業界の情報インフラストラクチャー」としての役割を果たすため、ユーザー情報や社内情報についてその機密性を尊重し、適切な情報管理（作成・保存）を行う。

② 実現を確実にするためＩＳＯ／ＩＥＣ２７００１が示す原則及び規範・基準等に則り適切な情報管理を推進する。

③ 情報セキュリティ担当役員を委員長とする「情報セキュリティ委員会」がセキュリティ監査の報告等を踏まえ、主体的に問題点の改善や答申等を進める。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理について規範・規程を定め、適切に整理・保存する。

⑤ 監査等委員会は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が関連諸規程に則り実施されているか監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社は、リスク管理に関する総括責任者として、リスク管理担当役員を責任者とする『事業継続計画委員会』を設置し、全社横断的なリスク管理体制を設ける。

② 万が一、事業活動上の重大な事態が発生した場合には、「事業継続計画」に基づき代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。

③ 監査等委員会及び法務・コンプライアンス室は各部署のリスク管理状況を監査し、その結果を執行役員会に報告する。執行役員会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役（監査等委員であるものを除く）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 定例の取締役会を原則として月１回開催し、経営上の重要な意思決定と取締役の職務執行並びに執行役員の業務執行の監督を行う。

② 業務執行の強化と意思決定の迅速化を意図して執行役員制度を導入し、執行役員会は原則として毎月１回以上開催する。

③ 事業運営については、将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度計画を立案し、全社的な目標設定と管理を行う。

(5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性に関する事項、並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

① 監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、必要に応じて監査等委員会と取締役（監査等委員であるものを除く）が協議の上指名する。監査等委員会が要請する期間は指名された使用人の指揮・命令・考課の権限は監査等委員会に移譲される。

② 監査等委員会の職務を補助する使用人の異動及び考課については監査等委員の同意を必要とする。

(6) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、法令に従い直ちに監査等委員会に報告するよう指導・徹底を図る。

② 監査等委員は重要な意思決定の過程及び取締役（監査等委員であるものを除く）の職務執行の状況を把握するため「取締役会」に出席する。加えて常勤監査等委員は、「執行役員会」、「コンプライアンス委員会」等重要な会議に出席して職務の執行状況を把握するとともに、主要な稟議書及び職務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役（監査等委員であるものを除く）又は使用人に説明を求める。その状況に関して社外監査等委員とも情報交換を密にして共有化を図り、監査の実効性確保に努める。

③　監査等委員会の有する独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、その職務を補助する使用人及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査成果の達成を図る。

(7) 反社会的勢力を排除するための体制

①　当社は「企業行動憲章」に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との対決姿勢を貫く。

②　また、対応統括部署において、情報を一元的に管理し外部機関との連携を図る。

Ⅱ　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制基本方針の改定

当社は少なくとも年１回、内部統制基本方針について関連法令の改定や内外環境の変化等を踏まえて、見直しの要否を検討しております。当事業年度においては、2025年８月26日の当社取締役会において前年の方針の継続の決議を行っております。

(2) コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社は代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催することによって、コンプライアンスの状況を把握するとともに問題点の改善に努めております。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する状況

情報セキュリティ担当役員を委員長とする情報セキュリティ委員会を定期的に開催するとともにＩＴ全般統制に係る監査を年１回行い、問題点の洗い出し及びその改善を進めております。

(4) 損失の危機の管理についての取り組みの状況

当社はリスク管理担当役員を責任者とする事業継続計画委員会を定期的に開催し、全社横断的にリスク管理体制の検証及び見直しを行っているとともに、同委員会が主催する、大規模災害等を想定したシステム障害の対策訓練を定期的に実施することによって、不測の事態に備えております。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることに対する取り組みの状況

当社は執行役員制度を導入し原則として月１回以上執行役員会を開催することにより、迅速で機動的な意思決定を行っております。

取締役会は原則として月１回開催し、社外取締役も出席し経営上の重要な意思決定について、活発な意見交換が行われており、監督の実効性は確保されているものと考えております。

(6) 監査等委員会の監査が実効的に行われていることに対する取り組みの状況

監査等委員会は原則として月１回開催し、監査に関する重要な事項について、報告・協議を行っております。

また、監査等委員会及び社長から直接指示を受けた担当部署による業務監査にて、コンプライアンス、情報セキュリティ、リスク管理状況等も含めた監査を行うことによって複合的に業務の適正を確保するための体制を担保しております。

～～～

貸　借　対　照　表

（2026年７月31日現在）

（単位　千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		**（負　債　の　部）**	
流　動　資　産	**3,539,878**	**流　動　負　債**	**476,715**
現金及び預金	3,003,068	買　掛　金	172,609
売　掛　金	509,445	未　払　金	88,486
前　払　費　用	15,863	未　払　費　用	25,386
そ　の　他	11,701	未払法人税等	115,917
貸倒引当金	△200	賞与引当金	28,503
固　定　資　産	**2,837,711**	役員賞与引当金	32,500
有形固定資産	**21,199**	そ　の　他	13,312
建　物	8,132	**固　定　負　債**	**450,621**
器具及び備品	13,066	繰延税金負債	5,348
無形固定資産	**741,175**	退職給付引当金	334,356
ソフトウエア	688,130	役員退職慰労引当金	93,525
ソフトウエア仮勘定	51,662	資産除去債務	17,391
電話加入権	1,383	**負　債　合　計**	**927,337**
投資その他の資産	**2,075,337**	**（純　資　産　の　部）**	
投資有価証券	618,216	**株　主　資　本**	**5,048,278**
関係会社株式	1,142,652	**資　本　金**	**436,100**
敷金及び保証金	58,220	**資本剰余金**	**127,240**
保険積立金	223,149	資本準備金	127,240
そ　の　他	33,098	**利益剰余金**	**4,584,729**
		利益準備金	18,700
		その他利益剰余金	4,566,029
		別途積立金	1,150,000
		繰越利益剰余金	3,416,029
		自　己　株　式	**△99,791**
		評価・換算差額等	**401,974**
		その他有価証券評価差額金	401,974
		純　資　産　合　計	**5,450,253**
資　産　合　計	**6,377,590**	**負債及び純資産合計**	**6,377,590**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2025年８月１日から
2026年７月31日まで）

（単位　千円）

科目	金額	
売上高		**3,148,985**
売上原価		**1,239,611**
売上総利益		**1,909,374**
販売費及び一般管理費		**1,352,213**
営業利益		**557,160**
営業外収益		**38,383**
受取利息	5,957	
受取配当金	15,144	
有価証券利息	12,710	
雑収入	4,572	
経常利益		**595,544**
特別損失		**1,603**
固定資産除却損	1,603	
税引前当期純利益		**593,940**
法人税、住民税及び事業税		197,417
法人税等調整額		△15,811
当期純利益		**412,334**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年８月１日から
2026年７月31日まで）

（単位　千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	436,100	127,240	127,240	18,700	1,110,000	3,335,449	4,464,149
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△291,753	△291,753
別途積立金の積立	—	—	—	—	40,000	△40,000	—
当期純利益	—	—	—	—	—	412,334	412,334
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	40,000	80,580	120,580
当期末残高	436,100	127,240	127,240	18,700	1,150,000	3,416,029	4,584,729

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,934	5,025,555	610,133	610,133	5,635,688
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	△291,753	—	—	△291,753
別途積立金の積立	—	—	—	—	—
当期純利益	—	412,334	—	—	412,334
自己株式の取得	△97,857	△97,857	—	—	△97,857
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	△208,158	△208,158	△208,158
事業年度中の変動額合計	△97,857	22,723	△208,158	△208,158	△185,435
当期末残高	△99,791	5,048,278	401,974	401,974	5,450,253

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの ……時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブの時価を区分して測定することができない複合金融商品については、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。

また、社債のうち、「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法により原価を算定しております。

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法によっております。

関連会社株式……移動平均法による原価法によっております。

２．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	８年～18年
器具及び備品	５年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。

なお、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

３．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金……役員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支出に備えるため、規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約について、以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引金額を算定する

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ５：履行義務を充足した時、又は充足するにつれて収益を認識する

当社は主に、メーカー、卸売業、資材サプライヤーとの商取引の基幹となる受発注、出荷、請求、支払などのＥＤＩ（データ交換）サービスを提供しております。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、当社の取引に関する支払条件は、通常、短期のうちに支払期限が到来し、契約に重要な金融的な要素は含まれておりません。

(1) 月次基本料等

サービス及びネットワークを維持するための毎月の分担金で契約期間を履行義務の充足期間として、履行義務を充足するにつれて一定期間に渡り収益を認識しております。

(2) 通信処理料等

通信処理数に応じた従量課金制でありサービスの提供時点及びサービス提供期間の従量に応じて、それぞれ収益を認識しております。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額	54,135千円
２．関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	37,371千円
短期金銭債務	230,715千円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

売上高	185,685千円
仕入高	879,684千円
その他の営業取引高	76,000千円
営業取引以外の取引高	257,354千円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当事業年度の末日における発行済株式の総数　　普通株式　6,632,800株

２．当事業年度の末日における自己株式の数　　普通株式　80,630株

３．配当に関する事項

（1）配当支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年10月24日定時株主総会	普通株式	145,876千円	22円	2025年７月31日	2025年10月27日
2026年２月25日取締役会	普通株式	145,876千円	22円	2026年１月31日	2026年４月２日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

①　配当金の総額　144,147千円

②　配当の原資　利益剰余金

③　１株当たり配当額　22円

④　基準日　2026年７月31日

⑤　決議予定日　2026年10月23日

⑥　効力発生日　2026年10月26日

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については大半を短期的な預金で運用しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、一部の余剰資金を高い利回りで運用することを目的として債券及びデリバティブを組み込んだ複合金融商品への投資を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券並びに関係会社株式は、業務上の関係を有する会社の株式、その他有価証券の債券、デリバティブを組み込んだ複合金融商品であり、市場価格の変動、為替変動等によるリスクを有しておりますが、時価評価及びポジション等の内容は定期的に執行役員会に報告されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが２ヵ月以内の支払期日であります。

未払法人税等は、そのほとんどが２ヵ月以内の支払期日であります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2026年７月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 有価証券及び投資有価証券	618,216	618,216	―
(2) 関係会社株式	949,322	1,188,954	239,631
資産計	1,567,538	1,807,170	239,631

（＊１）「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（＊２）市場価格のない株式等は、(1) 有価証券及び投資有価証券、(2) 関係会社株式には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	193,330

（注１）金銭債権及び満期がある有価証券の当期末決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券（社債）	―	100,000	―	600,000
合計	―	100,000	―	600,000

（＊１）「現金及び預金」、「売掛金」は、主に１年以内に償還される予定のため、記載を省略しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	137,020	―	―	137,020
債券	―	481,196	―	481,196
関係会社株式	700,914	―	―	700,914
資産計	837,934	481,196	―	1,319,130

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
関係会社株式	488,040	―	―	488,040
資産計	488,040	―	―	488,040

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券・関係会社株式

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価がレベル２の時価に分類しております。

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	7,174千円
賞与引当金	8,978千円
退職給付引当金	105,322千円
役員退職慰労引当金	29,460千円
投資有価証券評価損	5,839千円
資産除去債務	5,478千円
関係会社株式評価損	4,747千円
その他	23,770千円
繰延税金資産小計	190,771千円
評価性引当額	△9,352千円
繰延税金資産計	181,418千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△184,849千円
資産除去債務	△1,917千円
繰延税金負債計	△186,767千円
繰延税金負債の純額	△5,348千円

（関連当事者との取引に関する注記）

１．財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	ＴＩＳＩ㈱	東京都新宿区	10,000	情報・通信業	（被所有）直接15.8	兼任１名	ネットワークの運用監視業務の委託及びシステム開発	ネットワークの運用監視業務の委託（注１）	879,469	買掛金	168,706
								システム開発（注１）	242,520	未払金	47,372
その他の関係会社	ライオン㈱	東京都台東区	34,433	日用品製造販売業	（被所有）直接15.8	兼任１名	通信処理サービス等の提供	通信処理サービス等の提供（注１）	181,935	売掛金	33,246

（注）１　取引条件については、市場動向等を勘案して一般取引条件を参考に決定しております。
２　ＴＩＳＩ㈱は、2026年７月１日付でＴＩＳ㈱と㈱インテックが合併し、商号を変更いたしました。
３　ＴＩＳＩ㈱の議決権被所有割合の直接には、退職給付信託口を含んでおります。

２．財務諸表提出会社の関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
関連会社	㈱プロダクト・レジストリ・サービス	東京都千代田区	100	情報・通信業	（所有）直接40.0	兼任１名派遣１名	データベースサービス等の提供	設立出資（注１）	80,000	－	－

１　会社設立に伴い、当社が出資の引受を行ったものであります。

（収益認識に関する注記）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の主たる事業であるＥＤＩサービスにおいて収益及びキャッシュ・フローの性質・計上時期等に関する重要な相違はありません。

よって開示の重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は省略しております。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）４．収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　831円82銭

２．１株当たり当期純利益　62円55銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

会計監査人監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年９月７日

株式会社プラネット
取締役会　御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員 業務執行社員　公認会計士　川　崎　　浩
指定社員 業務執行社員　公認会計士　吉　田　延　史

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社プラネットの2025年８月１日から2026年７月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年８月１日から2026年７月31日までの第41期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年９月９日

株式会社プラネット　監査等委員会
常勤監査等委員　山　本　浩　　㊞
監査等委員(社外取締役)　岩　成　真　一　㊞
監査等委員(社外取締役)　鎌　田　竜　彦　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の実施に努めてまいりたいと存じます。当期の期末配当につきましては、当期の業績を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　　金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金22円
　　総額144,147,740円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　　2026年10月26日

２．剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額
　　別途積立金　　40,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額
　　繰越利益剰余金　　40,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（７名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）８名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	坂田 政一（さかた まさかず） （1959年８月２日生）	1983年４月 富士ゼロックス株式会社（現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社）入社 2007年４月 同社　広報宣伝部長 2010年４月 富士ゼロックスアドバンストテクノロジー株式会社（現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社）　常務執行役員 2011年６月 同社　取締役常務執行役員 2015年６月 富士ゼロックス情報システム株式会社（現富士フイルム株式会社）　専務執行役員 2017年６月 富士ゼロックスアドバンストテクノロジー株式会社（現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社）　代表取締役社長 2019年４月 富士ゼロックス株式会社（現富士フイルムビジネスイノベーション株式会社）　シニアアドバイザー 2020年６月 ＫＹＢ株式会社（現カヤバ株式会社） 社外取締役（現任） 2020年６月 ＵＬＳグループ株式会社 社外監査役 2020年10月 当社　社外取締役 2021年６月 ＵＬＳグループ株式会社 社外取締役（監査等委員） 2022年10月 当社　代表取締役社長 執行役員社長（現任）	5,000株	なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
2	松本俊男（まつもとしお） （1959年２月19日生）	1981年４月 株式会社インテック（現ＴＩＳＩ株式会社）入社 2013年４月 同社　執行役員 ＣＩＯ情報システム部長 2014年６月 同社退社 2014年７月 当社入社 執行役員　参与 2014年10月 当社　取締役　執行役員ＣＩＯ 2015年10月 当社　常務取締役 執行役員常務ＣＩＯ 2016年４月 当社　常務取締役　執行役員常務 ネットワーク推進本部長 2018年８月 当社　常務取締役　執行役員常務 事業推進管轄役員 2020年10月 当社　専務取締役　執行役員専務 事業推進管轄役員 2022年10月 当社　代表取締役副社長　執行役員副社長　事業推進管轄役員（現任） 2025年11月 株式会社プロダクト・レジストリ・サービス　代表取締役社長（現任）	14,000株	なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
3	川島元樹（かわしまもとき） （1963年１月１日生）	1985年４月 ライオン株式会社入社 2010年１月 同社　薬品事業部長 2014年１月 同社　リビングケア事業部長 2018年１月 ライオン商事株式会社（現ライオンペット株式会社）代表取締役社長 2026年１月 ライオン株式会社　ヘルスケア事業本部ＨＢＣ事業部 2026年７月 同社退社 2026年８月 当社入社 参事（現任）	０株	なし
4	川村渉（かわむらわたる） （1963年４月23日生）	2005年６月 当社入社 2008年10月 当社　営業本部　営業部長 2012年10月 当社　執行役員　ネットワーク本部副本部長兼ネットワーク企画部長 2013年10月 当社　執行役員　ネットワーク本部長兼ネットワーク企画部長 2018年８月 当社　執行役員　経営担当役員 2021年10月 当社　取締役　執行役員 経営担当役員 2022年10月 当社　取締役　執行役員 経営管理管轄役員（現任）	4,000株	なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
5	竹森征之（たけもりまさゆき） （1970年２月24日生）	1993年４月 ライオン株式会社入社 2014年１月 同社　ヘルス＆ホームケア事業本部ファブリックケア事業部ブランドマネジャー 2018年１月 同社　ヘルス＆ホームケア事業本部ファブリックケア事業部長 2021年１月 同社　執行役員、ヘルス＆ホームケア事業本部長 2022年１月 同社　上席執行役員、ヘルス＆ホームケア事業本部長 2023年３月 同社　代表取締役兼社長執行役員、最高執行責任者 2024年３月 同社　代表取締役兼社長執行役員、最高経営責任者（現任） 2024年10月 当社　社外取締役（現任）	０株	当社はライオン株式会社に対し、通信処理サービスを提供しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
6	疋田秀三（ひきだしゅうぞう） （1964年10月24日生）	2018年４月 株式会社インテック（現ＴＩＳＩ株式会社）　執行役員　首都圏産業本部副本部長兼ＭＣＩ営業部長 2019年４月 同社　常務執行役員　産業事業本部長 2019年５月 同社　常務執行役員　ネットワーク＆アウトソーシング事業本部長 2021年４月 同社　専務執行役員　流通サービス事業本部、ネットワーク＆アウトソーシング事業本部担当、ネットワーク＆アウトソーシング事業本部長 2022年４月 同社　専務執行役員　流通サービス事業本部、ネットワーク＆アウトソーシング事業本部、中部西日本産業事業本部担当、ネットワーク＆アウトソーシング事業本部長 2023年４月 同社　取締役　副社長執行役員　ＭＣＦ事業部、ネットワーク＆アウトソーシング事業本部、東地域統括本部担当、特命プロジェクトマネジメント室長 2023年６月 ＴＩＳ株式会社（現ＴＩＳＩ株式会社）　取締役　株式会社インテック（現ＴＩＳＩ株式会社）　取締役　副社長執行役員　ＭＣＦ事業部、ネットワーク＆アウトソーシング事業本部、東地域統括本部担当、特命プロジェクトマネジメント室長 2024年４月 株式会社インテック（現ＴＩＳＩ株式会社）　代表取締役社長 2025年10月 当社　社外取締役（現任） 2026年６月 ＴＩＳ株式会社（現ＴＩＳＩ株式会社）　代表取締役 2026年７月 ＴＩＳＩ株式会社　代表取締役副社長執行役員（現任）	０株	当社はＴＩＳＩ株式会社に対しネットワークの運用監視業務及びシステム開発を委託しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
7	高野綾子（たかのあやこ） （1979年４月５日生）	2002年４月 日本メナード化粧品株式会社入社 2004年９月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社　ビジョンケアカンパニー入社 2016年６月 同社　東日本リージョン統括責任者 2018年11月 株式会社コーチ・エィ入社 2022年１月 同社　アカウントエグゼクティブ 2023年10月 リファイン・アンド・カンパニー株式会社　代表取締役（現任） 2024年10月 当社　社外取締役（現任）	０株	なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
8	森村（もりむら） 純（じゅん） （1970年５月９日生）	1994年10月 インターナショナル・クリエイティブ・マーケティング株式会社（現カンタージャパン）入社 2000年８月 アマゾンジャパン株式会社（現アマゾンジャパン合同会社）入社 2003年５月 ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社入社 2006年４月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社ビジョンケアカンパニー入社 2016年２月 同社　コマーシャルオペレーション＆ストラテジー　ヴァイスプレジデント 2018年５月 ヤンセンファーマシューティカルインク　コマーシャルデータサイエンス＆データマネジメント　ヴァイスプレジデント 2020年７月 ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社ビジョンケアカンパニー代表取締役　プレジデント 2025年６月 同社退社 2025年７月 株式会社フォレストビレッジ取締役ＣＯＯ（現任） 2026年５月 一般社団法人リビングラボ　アズ　ア　サービス　代表理事（現任）	０株	なし

（注）1　各取締役候補者の所有する当社株式の数は、2026年７月31日現在の状況を記載しております。
2　川島元樹氏、森村純氏は新任候補者であります。
3　社外取締役候補者に関する事項
(1) 竹森征之氏、疋田秀三氏、高野綾子氏、森村純氏は、社外取締役候補者であります。
(2) 当社は高野綾子氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、森村純氏を独立役員として届け出る予定であります。
(3) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等
① 竹森征之氏につきましては、ライオン株式会社の代表取締役社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておりますことから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後は、これらの経験や見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に対し適切な助言を期待しております。
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年になります。
② 疋田秀三氏につきましては、ＴＩＳＩ株式会社の代表取締役副社長を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識及び情報技術分野での専門的な知識・経験を有しておりますことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後は、これらの経験や見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に対し適切な助言を期待しております。
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年になります。
③ 高野綾子氏につきましてはコーチングに関する高い専門性を有し、多くの上場企業に対して、経営陣に対するエグゼクティブコーチングや、組織開発、人材育成等を行ってきた経験を有しており、組織や人材に関する幅広い見識を有することから、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後はこれらの経験や知識をもとに、人的資本経営の観点から、当社の経営に関する適切な助言を期待しております。
なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年になります。
④ 森村純氏につきましては、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社及びそのグループ会社での経営者及び要職者としての豊富な経験と幅広い見識を有しておりますことから、取締役候補者として選任をお願いするものであります。選任後は、これらの経験や見識をもとに当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に対し適切な助言を期待しております。
(4) 当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、竹森征之氏、疋田秀三氏、高野綾子氏との間において、会社法第423条第１項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときに限り会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、竹森征之氏、疋田秀三氏、高野綾子氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
(5) 本議案が承認可決され、森村純氏が当社取締役に就任された場合、当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、森村純氏との間において、会社法第423条第１項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときに限り会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4　当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事項があります。全ての候補者は、選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

監査等委員である取締役全員（３名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	大川　亮（おおかわ　りょう） （1969年３月29日生）	1992年４月 株式会社日本長期信用銀行（現株式会社ＳＢＩ新生銀行）入社 2006年８月 株式会社セブン銀行入社 2014年４月 同社　リスク統括部副部長 2019年７月 同社　リスク統括部副部長兼株式会社セブン・ペイメントサービス 経営管理部長 2024年６月 同社　リスク統括部副部長兼株式会社バンク・ビジネスファクトリー リスク統括部長 2025年10月 同社　リスク統括部副部長（現任）	０株	なし
2	鎌田竜彦（かまたたつひこ） （1966年４月26日生）	1988年10月 サンワ・等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 2005年６月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー 2018年８月 鎌田公認会計士事務所　代表（現任） 2019年６月 コマニー株式会社　社外監査役（現任） 2019年６月 株式会社リアルゲイト　社外取締役 2019年10月 当社　社外監査役 2022年10月 当社　社外取締役（監査等委員）（現任）	０株	なし

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
3	平塚睦美（ひらつかむつみ） （1969年６月１日生）	1993年４月 日新火災海上保険株式会社入社 1997年４月 亀山総合法律事務所入所 2003年１月 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社入社 2006年10月 司法書士資格取得 2007年12月 東洋証券株式会社入社 2020年５月 同社　ウェルスマネジメント部長 2021年４月 株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー入社 2022年７月 株式会社Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ　常勤監査役 2022年８月 司法書士あおば法律事務所開設代表（現任） 2023年７月 株式会社Ｍａｃｂｅｅ　Ｐｌａｎｅｔ　取締役　常勤監査等委員 2023年10月 ＡＧＢＩＯＴＥＣＨ株式会社監査役（現任） 2025年７月 株式会社リーディングマーク常勤監査役（現任） 2025年９月 株式会社バイウィル　監査役（現任）	０株	なし

（注）1　大川亮氏、平塚睦美氏は新任候補者であります。
2　大川亮氏は2026年10月22日付にて、株式会社セブン銀行を退社する予定であります。
3　社外取締役候補者に関する事項
(1) 鎌田竜彦氏、平塚睦美氏は、社外取締役候補者であります。
(2) 当社は鎌田竜彦氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、平塚睦美氏を独立役員として届け出る予定であります。
(3) 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等
① 鎌田竜彦氏につきましては、公認会計士として企業会計の専門的な知識と豊富な監査経験を有していることに加え、当社及び他の上場企業での監査役の経験を有していることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
選任後はこれらの知識や経験を当社の監査・監督に活かし、コーポレートガバナンスの更なる充実に尽力していただくことを期待しております。
なお、同氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年になります。
② 平塚睦美氏につきましては、につきましては認定司法書士として専門的な知識と経験に加え、上場企業等での監査役及び監査等委員の経験を有している事から、監査等委員として選任をお願いするものであります。
選任後はこれらの知識や経験を当社の監査・監督に活かし、コーポレートガバナンスの更なる充実に尽力していただくことを期待しております。
(4) 当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、鎌田竜彦氏の間において、会社法第423条第１項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときに限り会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、鎌田竜彦氏が再選された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
(5) 本議案が承認可決され、平塚睦美氏が監査等委員に就任された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、平塚睦美氏との間において、会社法第423条第１項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときに限り会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4　当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事項があります。全ての候補者は、選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本招集通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合、取締役の構成、並びに各人の主な専門性と経験は次のとおりとなります。

	氏　名 （敬称略）	社外	企業経営	業界経験	システム・ IT	リスク マネジメント	営業・ マーケティング	財務・会計	人材戦略
取締役（監査等委員であるものを除く）	坂田 政一		●		●			●	●
	松本 俊男		●	●	●	●	●		
	川島　元樹		●	●			●		
	川村　渉			●	●	●	●	●	
	竹森 征之	●	●	●		●	●	●	
	疋田 秀三	●	●	●	●	●			
	高野　綾子	●	●				●		●
	森村　純	●	●		●	●	●	●	●
監査等委員である取締役	大川　亮					●		●	
	鎌田　竜彦	●				●		●	
	平塚　睦美	●				●			

本マトリックスは各氏の経験等を踏まえ、専門的な知見を有する分野、活躍を期待する分野を表しているもので、各氏の有する全ての知見を表したものではありません。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本議案の効力は次期定時株主総会が開催される時までとします。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
藤田（ふじた）　裕（ゆたか） （1958年10月18日生）	1983年10月 昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 1991年１月 本郷公認会計士事務所（現辻・本郷税理士法人）入所 2002年４月 辻・本郷税理士法人　参与（現任） 2018年１月 辻・本郷監査法人　代表社員（現任）	０株	なし

（注）１　藤田裕氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

２　藤田裕氏につきましては、同氏がこれまで培ってきた公認会計士としての経験及び上場企業での取締役（監査等委員）の経験等を当社監査体制に活かし、客観的立場から当社の経営を監査することが期待できることから、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

３　藤田裕氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

４　藤田裕氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、藤田裕氏との間において、会社法第423条第１項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重要な過失がないときに限り会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

５　当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとしております。ただし、故意又は重過失に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事項があります。藤田裕氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることになります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬額改定の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額は、2022年10月25日開催の第37回定時株主総会において年額３億円以内（うち社外取締役は3,000万円以内）と決議しております。

今後の機動的な報酬政策を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を金額は改めず、役員賞与を含む報酬額と改定させていただきたいと存じます。

なお、会社法の施行に伴い役員賞与を「報酬等」として取り扱うこととなっております。

また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件」が承認可決された場合、８名（うち社外取締役４名）であります。

第６号議案　役員賞与支給の件

当期の業績等を勘案して、当期末時点の常勤取締役３名に対し、役員賞与総額27,625,000円を支給することとしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は取締役会にご一任願いたいと存じます。また、本議案の内容は、当社が定める取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿ったものであり、その内容は相当であるものと判断しております。

第７号議案　退任取締役（監査等委員である取締役を除く）及び退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

１．退任取締役吉松徹郎氏に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される吉松徹郎氏に対し、在任中の労に報いるため、「取締役(監査等委員であるものを除く)退職慰労金規程」に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については取締役会にご一任願いたいと存じます。また、本議案の内容は当社が定める取締役の報酬等の内容に係る決定方針に沿ったものであり、その内容は相当であるものと判断しております。

２．退任監査等委員である取締役山本浩氏及び岩成真一氏に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査等委員である取締役を退任される山本浩氏及び岩成真一氏に対し、在任中の労に報いるため、「監査等委員退職慰労金規程」に基づき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については、監査等委員の協議によることにご一任願いたく存じます。

退職慰労金につきましては、当社監査等委員退職慰労金規程に基づき、在籍年数等に応じて支給するものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
吉松徹郎（よしまつてつろう）	2018年10月　当社　社外取締役 （現在に至る）
山本浩（やまもとひろし）	2024年10月　当社　常勤監査等委員である取締役 （現在に至る）
岩成真一（いわなりしんいち）	2018年10月　当社　社外監査役 2022年10月　当社　監査等委員である取締役 （現在に至る）

以　上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時30分から午前４時30分までは取り扱いを休止します。）

(2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、ＴＬＳ暗号化通信を指定されていない場合等、Proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) インターネットによる議決権行使は、2026年10月22日（木曜日）の午後５時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用ＱＲコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインＩＤ」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）

・スマートフォン機種によりＱＲコードでのログインができない場合があります。ＱＲコードでのログインができない場合には、上記２．(1) パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※ＱＲコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
電話0120-173-027（受付時間9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区浜松町一丁目31番　文化放送メディアプラス

12階　文化放送メディアプラスホール

交通：ＪＲ：山手線・京浜東北線　「浜松町駅」　北口正面

都営地下鉄：浅草線・大江戸線　「大門駅」　Ｂ１出口前

会場の建物の入口は２階にございますので、建物前の階段又はエレベータにてお越しください。

